

意見陳述書

平成20年3月14日

熊本地方裁判所民事2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 椛 島 隆

被告JITCOの責任について

第1 団体監理型受入れとJITCOの設立・使命

1 団体監理型受入れ

(1) 外国人研修制度・技能実習制度（以下「本制度」という。）において、1990年に団体監理型受入れが新設され、中小零細企業による研修生受入れが可能になると、その受入れは年々増加し、2006年には研修生の受入れだけでも9万人を超えている。

この増加はいかなる理由によるか。

そもそも、国際的な価格競争にあえぎ、経営が逼迫している状況の下、研修生を迎え入れ、技術指導をし、国際貢献をしようとする中小零細企業が増加しているわけがない。

団体監理型の受入れ増加は、海外からの安価な輸入製品に対抗できない中小零細企業が、海外から安価な労働力＝人を輸入することで対処しようとしているものに他ならない。

もともと、これは結果ではない。制度目的と言うべきである。団体監理型受入れは、経済界、とりわけ中小零細企業の強い要望によるものなのである。

団体監理型の研修生要件の一つに、「日本で受ける研修と同種の業務に従事した経験がある者」というのがある。これは、受入れ企業が「安価な労働力として欲しい」という本音の現れに他ならない。

さらに、研修生の人数要件に関しても、本来常勤職員20名につき1名のところ、団体監理型の場合、常勤職員50名以下で3名と緩和されている。

ペーパーカンパニーを作り人数要件を潜脱するという問題も生じている。

2 J I T C O の設立・運営

(1) J I T C O 設立の目的・使命

このように、団体監理型受入れは、それ自体に矛盾・問題をはらんでいるからこそ、被告 J I T C O は受入れ送出し機関に適正実施の助言・指導を行うこと、研修生・技能実習生の法的権利の確保のため助言・援助を行うこと等を「使命」とする、公的な団体として設立された。

(2) J I T C O の運営

ところで、被告 J I T C O は、本制度において、会員企業から賛助会費として合計約 1 3 億 4 8 0 0 万円、研修生の送出し・受入れ支援事業によって約 2 億 1 0 0 0 万円、申請取り次ぎにより約 2 億 6 6 0 0 万の収入を得ている。

そして国庫から補助金として約 8 8 0 0 万円の交付を受けている。

さらに、研修生の J I T C O 保険なるものをつくり、年間 2 万 7 0 0 0 円～ 3 万 7 0 0 0 円の保険料を納めさせ、その手数料として約 1 億円の収入を上げている。

第 2 研修生・技能実習生制度の問題の発生と J I T C O の責任の懈怠

前述のような使命・責任を負い、しかも、この制度から莫大な収入を得ながら、被告 J I T C O は自らの使命・責任を全うしていない。

本制度の問題は、10年以上前から各省交渉などで指摘されてきた。本件のような違法労働・強制貯金・旅券の取り上げ等の問題で法務省から「不正行為」と認定された受入機関だけでも、2003年には92件であったのが、2006年には229件に急増している。この数字が氷山の一角にすぎないのは言うまでもない。

同様の問題で、平成11年から平成15年までに国会において取りあげられたものでも、①生鮮食品ロジスティック協同組合事件（銚子事件）、②武生コンフィクソン協同組合事件、③アイム・ジャパン事件、④富山県の縫製会社の事

件、⑤川崎造船の子会社の事件等がある。そのいくつかでは政府は被告 JITCO への指示・指導を答弁している。

それでも、相次ぐ人権侵害は後を絶たず、近年の訴訟については準備書面(2)で述べているが、平成18年には、女性研修生が62回もの性的暴行を受け東京入管に逃げ込んだ事件、千葉県木更津市の養豚場で、強制帰国に恐怖した研修生による殺人事件まで発生している。

被告 JITCO は、本訴訟以外でも被告として損害賠償の訴えを受けており、前述した性的暴行の事件では、裁判所の和解勧告に従い和解を受け入れている。

第3 J I T C Oの積極的関与

被告 JITCO は単に、問題を放置しているのではない。制度の中核機関として積極的に関与しながら、その責任を懈怠しているのである。

被告 JITCO は、厚生労働大臣から、国外にわたる職業紹介事業の許可を受けて、海外の送出し機関と連携し、研修生・実習生のあっせん業務を行い、申請の取次業務も行っている。

すなわち、被告 JITCO は、研修生・実習生が奴隷労働を強いられていることを知りながら、あっせん・仲介業務を行い、受入れ企業が研修生・実習生から搾取した金銭の一部から、賛助会費の名目での実質的な仲介料や申請手数料を徴収し、莫大な収入を得ているのである。

このような団体を「ブローカー」と呼ばずして、何と呼ぶのか。

被告 JITCO が本制度を適正に指導・監督する団体でないのであれば、被告 JITCO は天下り先のための悪質・有害なブローカー団体と呼ばざるをえない。

第4 J I T C Oへの要求

1 被告 JITCO の保護義務

被告 JITCO が、本制度により入国した研修生・実習生に対し、日本国内の法令に違反する違法な取り扱いを防止するために、受入機関に及び受入れ企業に対して、実態調査をし、法令遵守につき、是正指導を行う法的義務を負うこ

とは明らかである。我々は、これを被告 JITCO の保護義務と呼び、その法的根拠を準備書面(2)で明らかにしている。

2 被告 JITCO への要求

もともと、そもそも、被告 JITCO においては、本制度によって莫大な利益を受けていながら、知らぬ顔で許されるはずはなく（報償責任原理）、しかも、関係各省庁の出身者を多数擁する専門家団体として利益を受けているのであるから、専門家としての責任を全うすべきである（専門家責任）。

本件訴訟において、被告 JITCO は、原告の求釈明に答えていない。このような事実を隠蔽しようとする態度、責任逃れをしようとする態度には、強い憤りをおぼえる。被告 JITCO においては、制度の問題と自らの責任を自覚し、誠実な対応をとることを要求する。

第5 御庁裁判所へ

夢を抱いて、言葉も通じない見知らぬ国・日本にやって来た彼女ら原告を待っていたのは、莫大な借金・違約金・保証金を背負わされ、「強制帰国」の恐怖の鎖で縛られた奴隷労働であった。彼女らは、被告らに騙されたのである。

第2次大戦中の強制連行が、現代日本において、詐欺的連行に形をかえ、依然として横行していると言わざるをえない。まさに現代日本社会の恥部である。

本件は、奴隷制度・人身売買・強制連行と同レベルの古典的かつ人間の尊厳にかかわる重大な人権侵害である。このような前近代的人権侵害に対する救済において、経済政策・労働政策・国際政策上の要求を受け入れる余地はない。まさに司法が救済を図る場面である。

御庁裁判所に置かれては、制度的に生じている悲惨な現実問題を十分に認識していただきたい。原告ら及び原告ら代理人も、本件訴訟を通じて、この重大な前近代的人権侵害の実態と被告らの法的責任を明らかにしていく所存である。

以上